

## 市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進し、環境衛生の向上及び生活排水による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換する者に対し、予算の範囲内において、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高度処理型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、次に掲げる要件を備えるものをいう。
  - ア 生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であること。
  - イ 当該浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が放流水1リットルにつき20ミリグラム以下であること。
  - ウ 当該浄化槽からの放流水の総窒素濃度が放流水1リットルにつき20ミリグラム以下又は当該浄化槽からの放流水の総磷濃度が放流水1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
  - エ 規模が10人槽以下であること。
  - オ 全国浄化槽推進市町村協議会において行う合併処理浄化槽登録制度に基づく登録を受けていること。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 指定地域 市内の区域であって、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により市が策定した事業計画に定める予定処理区域以外の区域及び当該予定処理区域で下水道の整備が当分の間見込まれな

いものとして市長が指定する区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、指定区域内において住宅(自己の居住の用に供するものに限る。以下同じ。)に高度処理型合併処理浄化槽を設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 土地を借りている者であって高度処理型合併処理浄化槽を設置することについて当該土地の所有者の承諾が得られないもの

(3) 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に高度処理型合併処理浄化槽の設置に係る工事に着手する者

(4) 補助金の交付の決定を受けようとする年度の前年度(以下この条において「前年度」という。)の11月30日までに補助金の交付の申請をした者であって、次のいずれかに該当するもの(その者と同一の世帯に属する者その他のその者と同一の住宅に居住する者を含む。)。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者を除く。

ア 前年度に補助金の交付の決定を受け、かつ、前年度の11月30日後に高度処理型合併処理浄化槽の設置の廃止に係る第7条第1項に規定する変更等承認申出書を提出した者

イ 前年度に補助金の交付の決定を受け、かつ、前年度の11月30日後に規則第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しを受けた者(同日以前にアの承認申出書を提出した者を除く。)

ウ 前年度の11月30日後に補助金の不交付の決定を受けた者

(5) 第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請をした日の属する年度の次年度の補助対象者とならないこととなることに同意した上で前年度の12月1日から同月28日までの間に補助金の交付の申請をした者(その者と同一の世帯に属する者その他のその者と同一の住宅に居住す

る者を含む。)。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者を除く。

- (6) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度分（以下「前年度分」という。）の住民税を滞納している者  
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 既存単独処理浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合の補助 既存単独処理浄化槽の撤去（既存単独処理浄化槽を洗浄、消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水小型貯留施設（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（平成17年条例第13号）第2条第5号に規定する雨水小型貯留施設をいい、市の他の補助を受けて設置するものを除く。以下同じ。）に再利用する場合を含む。以下この号において同じ。）に要する費用、宅内配管工事に要する費用及び高度処理型合併処理浄化槽の設置に要する費用の合計額に相当する額。ただし、既存単独処理浄化槽の撤去については180,000円を限度とし、配管については300,000円を限度とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置については次の表の左欄に掲げる高度処理型合併処理浄化槽の規模の区分に応じ、同表の中欄に定める額（高度処理型合併処理浄化槽からの放流水の総窒素濃度が放流水1リットルにつき10ミリグラム以下であるものを設置する場合にあっては、その額に同表の右欄に定める額を加算した額）を限度とする。

高度処理型合併処理浄化槽の規模	補助金の限度額	加算額
5人槽	360,000円	314,000円
6人槽又は7人槽	462,000円	308,000円
8人槽から10人槽まで	585,000円	338,000円

- (2) くみ取便槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合の補助 くみ

取便槽の撤去に要する費用、宅内配管工事に要する費用及び高度処理型合併処理浄化槽の設置に要する費用の合計額に相当する額。ただし、くみ取便槽の撤去については100,000円を限度とし、配管については300,000円を限度とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置については前号の表の左欄に掲げる高度処理型合併処理浄化槽の規模の区分に応じ同表の中欄に定める額（高度処理型合併処理浄化槽からの放流水の総窒素濃度が放流水1リットルにつき10ミリグラム以下であるものを設置する場合にあっては、その額に同表の右欄に定める額を加算した額）を限度とする。

- 2 前項の規定は、既存の住宅の建替え又は増築に伴い、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合には、適用しない。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、当該申請をしようとする日の属する年度の11月30日（第3条第5号に該当する者として当該年度の次年度の補助対象者とならないこととなることについて同意する者にあつては、12月28日）までに、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び高度処理型合併処理浄化槽を設置する住宅の各階の平面図
- (3) 土地を借りている者は、当該土地の所有者の承諾書
- (4) 見積書の写し
- (5) 高度処理型合併処理浄化槽の概要書の写し及び構造図
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 高度処理型合併処理浄化槽の位置及び敷地内排水系統を含んだ住宅の配置図であつて、次に掲げる事項を記載したもの

- ア 建物、道路又は隣地から高度処理型合併処理浄化槽の側面までの離隔距離
  - イ 高度処理型合併処理浄化槽を土圧等から保護する必要がある場合にあっては、その方法及び仕様
  - ウ 高度処理型合併処理浄化槽を設置した箇所の上部の駐車場としての利用の有無
- (8) 排水ヘッダーを設置する場合にあっては、その仕様書及び点検口を記載した図面
  - (9) 浄化槽法第13条第1項に基づく型式の認定を受けた高度処理型合併処理浄化槽にあっては、全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し及び管理票並びに社団法人全国浄化槽団体連合会による保証登録証
  - (10) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換計画書（様式第2号）
  - (11) 高度処理型合併処理浄化槽の保守点検及び清掃に関する誓約書（様式第3号）
  - (12) 前年度分の住民税の納税証明書
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者が1つの高度処理型合併処理浄化槽につき2人以上いるときは、前項の規定による補助金の交付の申請は、補助対象者全員の同意により代表者を決め、その代表者が行うものとする。この場合において、当該代表者は、当該補助対象者全員の同意を得たことを証する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助金の申請の内容に不備があるときは、当該申請をした者に対してその補正を求めるものとする。
- （決定の通知）
- 第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）によるものとする。
- 2 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。
- (1) 浄化槽法その他関係法令の規定を遵守すること。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置に係る工事は、別表に定める基準に従い施工すること。

(3) 高度処理型合併処理浄化槽の据付時に、浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士（第8条第4号アにおいて「浄化槽設備士」という。）の立会いの下に当該職員による中間検査を受けること。

3 市長は、前条第3項の規定により申請の内容の補正を求めた場合において、その日から2週間を経過してもなお補正がされないときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条の規定による承認を受けようとする場合は、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業変更等承認申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申出書の提出を受けた場合において、申請事項の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止を承認したときは、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業変更等承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了後1月以内の日（前条第2項の規定による補助事業の廃止の承認通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から1月以内）又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日（閉庁日に当たる場合はその前平日）までに、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽の保守点検を補助事業者が浄化槽保守点検業者に委託して行う場合にあつては、当該浄化槽保守点検業者との業務委託契約書（当該浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条第

1 項に規定する検査に係る受検手続きを行う旨の条項が記載されたものに限る。) の写し

(2) 浄化槽の保守点検を補助事業者が行う場合にあつては、補助事業者に係る浄化槽法第 4 5 条第 1 項に規定する浄化槽管理士免状の写し、浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し及び浄化槽法第 1 1 条第 1 項に規定する検査に係る検査依頼書の写し

(3) 浄化槽法第 7 条第 1 項に規定する検査に係る検査依頼書の写し及び検査費用を納付したことを証する書類の写し

(4) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換に係る工事及び高度処理型合併処理浄化槽の設置工事に係る領収書又は請求書の写し

(5) 高度処理型合併処理浄化槽の設置工事に係る次に掲げる写真

ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真

イ 掘削工事及び山留めの状況を示す写真

ウ 基礎工事（防護工事を含む。）の状況を示す写真

エ 据付工事の状況を示す写真

オ 埋戻しの状況を示す写真

カ 上部スラブ工事の状況を示す写真

キ かさ上げの状況を示す写真

ク 工事完了の状況を示す写真

(6) 高度処理型合併処理浄化槽施工結果報告書（様式第 8 号）

(7) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換結果報告書（様式第 9 号）及び次に掲げる写真

ア 既存単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の撤去工事又は既存単独処理浄化槽を雨水小型貯留施設に再利用するための工事の着工前の状況を示す写真

イ 汚泥のくみ取り作業の状況を示す写真

ウ 消毒作業の状況を示す写真

エ 既存単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の撤去工事又は既存単独処

理浄化槽を雨水小型貯留施設に再利用するための工事及び埋戻し工事の状況を示す写真

オ 既存単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の撤去工事又は既存単独処理浄化槽を雨水小型貯留施設に再利用するための工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真

(8) 浄化槽法第10条の2第1項の規定により千葉県知事に提出した報告書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(完了検査の立会い)

第9条 補助事業者は、規則第15条の規定により行う完了検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により補助事業者が立ち会えない場合にあつては、補助事業者に代わり、補助事業者と同一の世帯に属する者その他の補助事業者と同一の住宅に居住する者が立ち会うものとする。

(確定の通知)

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条に規定する交付請求書は、市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第11号）とする。

(交付の手續その他の行為の委任)

第12条 補助対象者は、高度処理型合併処理浄化槽の設置に係る工事を施工する者に補助金の交付に係る手續その他の行為（第9条に規定する完了検査の立会いを除く。）を委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、補助対象者から委任を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成8年10月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定及び第5条第8号の改正規定中「、及び管理票、」を「及び管理票」に、「保証登録証。」を「保証登録証」に改める部分は、平成9年9月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2号及び第3号並びに第5条第8号の規定は、平成9年10月1日以後に申請のあった補助金から適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第5条の規定は、平成11年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規程は、平成12年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成16年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第8条の規定は、平成17年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、平成19年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日以後に交付申請のあった市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について適用し、同日前に交付申請のあった市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月22日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月11日以後に交付の申請があった市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に交付の申請があった市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に交付の申請があった市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る市川市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。